

議案第 104 号

伊賀市市民活動支援センター設置条例の一部改正について

伊賀市市民活動支援センター設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市市民活動支援センター設置条例の一部を改正する条例

伊賀市市民活動支援センター設置条例（平成 19 年伊賀市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「伊賀市ゆめが丘一丁目 1 番地の 4」を「伊賀市ゆめが丘一丁目 1 番地 4」に改める。

第 8 条中「別に定める」を「規則で定める」に改め、同条を第 14 条とする。

第 7 条を第 11 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者が行う業務）

第 12 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援センターの使用許可に関する業務
- (2) 支援センターの設備の維持管理に関する業務
- (3) 登録団体に関する業務
- (4) 第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (5) その他支援センターの運営に関する業務のうち、市長の権限に属する業務を除き、市長が必要と認めた業務

（指定管理者の指定の期間）

第 13 条 指定管理者が支援センターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、その日）から起算して 3 年間とする。

第6条を第10条とする。

第5条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の3条を加える。

(使用の許可)

第7条 次に掲げる支援センターの設備を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 印刷機器
- (2) メールボックス
- (3) 保管ロッカー
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他活動に必要な設備

2 指定管理者は、前項の使用を認める際に必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他支援センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第8条 利用者は、指定管理者に支援センターの設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由による場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第4条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「前項の規定にかかわらず」を「あらかじめ市長の承認を得て」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(管理)

第4条 支援センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分	利用料金
電子複写機（用紙代を含む。）	白黒 1枚 10円（両面の場合は20円） カラー 1枚 50円
大判カラープリンター	白黒 用紙10cmにつき 20円 カラー 用紙10cmにつき 30円

備考

- 1 電子複写機で印刷できる用紙は、A3判の大きさを超えないものとする。
- 2 電子複写機の利用料金は、利用者が持ち込んだ用紙を使用した場合は、上記の料金からそれぞれ1枚につき1円を減じた額とする。
- 3 大判カラープリンターの利用料金は、使用したロール紙の長さに応じ算出するものとする。ただし、10cm以上使用した際に、10cmに満たない端数が生じたときはこれを切り捨て、10cm未満の使用の際は10cmとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊賀市市民活動支援センター設置条例の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。